

2013年度 事業計画

社団法人デジタル放送推進協会

社団法人デジタル放送推進協会 2013年度事業計画

【2013年4月1日～2014年3月31日】

本事業計画（案）は、2013年度も国の補助事業にDpaが継続して参画することを前提として、デジサポ事業および衛星セーフティネット事業を盛り込んでいる。Dpaが補助事業者として採択されなかった場合は事業計画を修正する。

はじめに

社団法人デジタル放送推進協会（Dpa）は、BS放送と地上放送それぞれのデジタル推進団体が組織統合する形で2007年4月にスタートした。2008年からは「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」事業、2009年からは「衛星利用による暫定的難視聴対策（衛星セーフティネット）」事業の実施団体ともなり、「地上/BS デジタル完全移行」に向けてDpaは全国51箇所に拠点を持つ大組織に変貌した。そして2011年7月24日に44都道府県、2012年3月31日に東北3県において、Dpaが当面の大目標としてきた「アナログ放送の終了」が達成された。

しかし、真の地デジ化がこれで完了した訳ではない。電波の有効活用を実現したり混信問題を改善したりするための周波数リパック事業、暫定的に衛星セーフティネットを利用している世帯に対して恒久対策を実施する難視聴対策事業、そしてそれらの対策に必要な各種助成金を交付する事業など、様々な国費事業をDpaは今も担っており、デジサポは全国十数か所の拠点で活動が続けている。真のゴールは衛星セーフティネット事業が終了する2015年3月となる。

一方、BS放送については、BSアナログ放送の跡地等を活用して19の新規チャンネルが2011年度中に開局し、全体で31チャンネル（21社）体制というBSデジタル新時代を迎えている。有料・無料を含めて多様なラインアップの登場により視聴者の選択の幅も広がり、視聴可能世帯も全世帯の約7割強となったが、更なる拡大の余地を残しており、一層の普及促進と実視聴促進が喫緊の共通課題となっている。

「アナログ放送の終了」が実現した後のDpa事業のあり方については、2011年秋に組織的な検討作業を行なったが、これに続いて、昨年の秋にも運営委員会をベースに検討の座組みを作り、来年度事業の方向付けについて活発な議論を行った。運営委員会の正副委員長と常勤理事で構成する「合同検討会議」では、昨年9月から5回にわたって審議を行うと共にグループ別の個別ヒアリングを複数回実施し、様々な意見要望を吸収しつつ運営委員会へ報告し、そこでの審議を経て、11月29日の臨時理事会に諮った結果、原案どおり承認を受けている。本事業計画・予算（案）は、この方針に基づくものである。

まず、来年度に向けては下記を基本的認識とすることが確認された。

- ・2013年度も2014年度も「国費事業の安定的推進」が事業の第1の柱
- ・一般会計事業は「各グループ共通の業界テーマに取り組む」のがDpaの基本
- ・来年度は「一般社団法人」化で新たな運用体制の構築が必要

その上で、2013年度Dpa事業の概要については、下記を主な柱として推進することで共通認識を得た。今後はこれを基本に具体化を進めていくこととする。

「国費事業の安定的推進（地デジ化の真の完成を目指す）」

「“さあ！テレビ新時代”の周知広報と調査研究」

「Dpa 固有の共通基盤業務の安定的かつ効果的な運用」
「厳正な補助金管理/コンプライアンス」

また、一般会計の予算規模については、すでに本年度予算に対して前年比で半減という大幅な見直しを実施していることを踏まえ、2013 年度予算については、本年度当初予算と同規模程度、3 億円を上限として策定することが臨時理事会で議決された。これを受けて 2013 年度は、事業費の効率的な執行に努めるとともに、特に人件費や社屋費などの管理費の縮減に最大限の努力を行い、組織のスリム化を図りながら効率的な業務運営を行っていくこととする。

Dpa が実施する補助金事業に関しては、2013 年度は事業規模で本年度の 9 割程度となることが想定されているが、すでに多額の補助金が長期にわたって投じられた事業であるだけに、これまでも増して透明性・説明性の確保とコンプライアンスの徹底、そして費用対効果に留意した厳正な業務管理・予算執行を行っていく。また、各々の国費事業の進展に合わせて、役目を果たし終えた業務についてはその都度的確かつ円滑に組織体制を縮小していく。

そして、2011 年秋の臨時理事会以来の大きな継続課題であった公益法人制度改革に伴う「一般社団への移行」については、定款変更など重要な諸案件の組織決定を経て、昨年 10 月に内閣府への認可申請を終えている。2013 年 4 月の一般社団法人移行に向けて、諸規程類の改定など残された準備作業に万全を期し、Dpa にとっては団体統合以来の組織形態の変更を迎えることとなる。なお、ワンセグについてはモバイル端末の多様化が進んでいることから「ワンセグ委員会」を「ワンセグ・モバイル委員会」に改めることとなった。

2013 年度、Dpa はまた「一般社団法人デジタル放送推進協会」として新しいスタートを切る。

I - 1. 事業統轄部門

「2013 年度への基本的認識」に鑑みて、Dpa の 2013 年度事業は「国費事業（デジサポ事業・衛星セーフティネット事業）の安定的推進」を最優先とする。一般会計事業においては、国費事業の進捗状況を見守りながら、完全デジタル移行の実質的完成に向けた状況把握・情報収集に努め、必要に応じて周知広報を実施するとともに、「“さあ！テレビ新時代”」の早期の定着を期して調査研究と周知広報に注力する。BS については、視聴可能世帯および実視聴世帯の拡大に積極的に取り組む。

なお、事業環境の変化に鑑みてエリア情報部とワンセグ部を廃止し、その業務を地デジ普及企画部が継承する。

以下、国の補助事業および一般会計事業に関する各担当部署の事業計画、重点活動項目等を記載する。

1. テレビ受信者支援センター（デジサポ）

2013 年度のデジサポ体制は全国 8 拠点を基本に構築し、地上デジタル放送への移行後の対策として、新たな難視の受信側対策に最大限注力するとともに、デジタル混信・リパック対策、受信相談や訪問調査など、全国協議会・地域協議会、自治体、地デジコールセンター等関係者と連携しつつ、着実に実施していく。

(1) 新たな難視の受信側対策

新たな難視については、地域協議会が策定する対策計画に基づき、共聴施設の新設や高性能アンテナ対策、ケーブルテレビ移行など、受信側の恒久対策を地域事情に即して強力に推進する。

受信点調査や概要設計等、受信側対策に必要な技術サポートを迅速かつ的確に進めるとともに、助成金の有効活用を図り、対策残数の大幅圧縮を目指す。
対策推進にあたっては、地域協議会と連携して世帯管理データベースの精査・活用を進め、年度内の対策完了数を見極めつつ、残数管理を徹底する。
また、衛星セーフティネット事業室と連携して、衛星セーフティネット利用者に対するDMによる周知の継続など掘り起こし活動を展開し、恒久対策を促進する。

(2) デジタル混信・リパック対策

フェージングや外国波の影響によるデジタル混信に対しては、改善リパックや受信側の対策により混信解消を図っていく。

改善リパックでは、送信チャンネルの変更に伴う受信機の再スキャン対応や受信アンテナ対策、共聴改修などを円滑に進める。また、これまで蓄積したノイズ付加による対策手法等のノウハウを生かし、地域協議会等と緊密に連携して対応する。

受信側のデジタル混信対策では、ケーブルテレビ移行や高性能アンテナ対策、フィルター追加等の支援を継続して実施する。

混信・リパック対策に伴う送信設備の改修や共聴改修、受信対策に関する助成金対応も適切に進めていく。

(3) 受信相談・訪問調査

受信相談については、引き続き、全国のデジタル受信に関する相談に地デジコールセンターと連携して丁寧に対応する。必要により測定車等による訪問調査も行い、地域の電波事情に応じた適切なサポートを実施する。

(4) その他

デジサポ事業の進展に即して効率的・効果的な体制を目指すとともに、これまでのデジサポ活動で使用した資材等については、適正な管理・対応を継続する。

2. 衛星セーフティネット事業室

衛星利用による暫定的難視聴対策（衛星セーフティネット）事業は、2015年3月予定の本事業終了に向けて、2013年度を最終年度前の重要な1年と位置付け、地域協議会やデジサポなど関係者と密接に連携を図りつつ、地デジ難視対策衛星放送の利用者管理を確実にいき、円滑に業務を推進していく。

(1) 送信・利用者管理事業

地デジ難視対策衛星放送の運用については、引き続き安定確保に努めるほか、利用者管理業務では、地域協議会やデジサポなどと利用者情報の共有による意思疎通を図り、地上デジタル放送視聴のための恒久対策推進の喚起を促進し、当該放送利用者への円滑な利用終了を図っていく。

(2) 受信対策事業

受信対策事業は、ホワイトリスト地区における恒久対策に対応し、地上デジタル放送の視聴が可能となった地区のBSチューナー貸与者に対する返却等を促進し、また、返却されたBSチューナーの適切な保管及び管理を確実に実施していく。

また、福島県の避難指示解除準備区域等における、衛星セーフティネットの受信設備整備支援を必要とする対象者に対しては、引き続き丁寧な対応を実施していく。

3. 地デジ普及企画部

「2015年3月末に衛星セーフティネット事業とケーブルテレビのデジアナ変換が終了することによって地上テレビ放送のデジタル化が完了する。」との認識のもと、2013年度は、デジサポ事業・衛星セーフティネット事業の推移を注視しながら現状認識と課題把握に努め、必要に応じて、受信環境の完備と受信機器の完全普及のための周知広報を実施する。

また、テレビが今後も情報インフラの中心的役割を担うメディアであることに鑑み、デジタル放送のさまざまなメリットを訴求するなど「テレビ新時代」の定着に向けたポジティブなPRを実施する。以上については「地デジ委員会」で現状認識の共有を図り、

必要に応じて具体策を検討し実施する。

エリア情報部およびワンセグ部の廃止に伴い「エリア情報委員会」「ワンセグ・モバイル委員会」の事務局業務を引き継ぐ。

「中継局の放送エリアのめやす及び開局済み・開局予定の各情報」(エリア情報)については、引き続き、エリア情報委員会のもとで、地域協議会等と連携して情報収集に努め、2012年度に改修した「放送エリアのめやすシステム」によってリアルタイムに情報を提供し、地上デジタル放送視聴のための利便を確保していく。

ワンセグについては、ワンセグ機能搭載の携帯電話の普及は出荷ベースで8割を超えたが、実際にワンセグを日常的に使ってもらえるよう有効活用を推進する。さらに、ワンセグ機能の向上のためのサービス、災害時における運用ルールなどについても検討を進める。また、多様化の進むモバイル端末について、情報の収集・共有を図り、新しいサービスの可能性を検討する。

<具体的施策>

- (1) ホームページによる各種情報発信
- (2) 「12月1日・デジタル放送の日」情報発信イベント

4. BS普及企画部

2012年3月に新規BS7チャンネルが開局し、BSは全31チャンネル(21社)が出揃った。しかし31チャンネルの認知はまだまだ不十分と言わざるを得ない。BSデジタル放送の視聴可能世帯数は7割強(72.5%:BS民放6社・12月調査)であり、さらに拡大の余地を残している。また、BSのチャンネルが拡充され楽しみ方が広がったという認識や視聴方法・選局方法などが視聴者に十分浸透しておらず、実視聴促進に向けた取り組みも大きな課題である。

このような現状を受け、2013年度は「BS視聴可能世帯数の拡大」と「BS実視聴促進」のための活動を推進する。また、BSの視聴促進に寄与する具体的な方策について検討するため、ワーキングをBS委員会に設置して取り組む。

<具体的施策>

- (1) BS視聴可能世帯数の拡大施策
- (2) BS実視聴拡大施策
- (3) BS視聴促進策検討WG活動
- (4) Dpaホームページによる情報発信

5. 広報部

テレビ放送の完全デジタル化の実質的完成に向けてDpaの諸活動・デジサポ事業などが継続していることへの理解促進を図るとともに、国民・視聴者がデジタル放送のメリットを享受して「さあ！テレビ新時代」が早期に定着するように、分かりやすく丁寧な広報活動を実施する。

I-2. 管理統轄部門

2012年3月31日に東北の被災3県でのアナログ放送が終了した。しかし、現在なお、衛星セーフティネット、あるいはケーブルテレビによるデジアナ変換を通じて視聴している地デジ化実対応受信者が存在しており、管理部門としては、これらの視聴者に対する普及促進活動をはじめ、Dpa 全事業が円滑に活動を展開できるよう引続き支援体制を整えていく。

総務・人事部、経理・審査部関係では、デジサポ業務を含め、適正な組織・要員配置、コンプライアンス遵守、事務所経費抑制などに努め、国の補助金事業及び一般会計事業予算的的確な執行と共に、効率的で堅実な組織運営に尽力する。RMP 管理業務においては、関係方面との連携のもと、放送番組著作権保護に関する業務を着実に実施すると共にデジタル移行後の課題等を検証し業務を推進する。

また、技術部・ES 業務部関係では、今後に向けた事業展開を念頭に置きながら、安定的運用に向け各種改訂作業等に取り組んでいく。更に、「新公益法人制度」については、一般社団法人移行後の円滑な組織運営に尽力する。

なお、事業環境の変化に鑑みて総務部と人事部を統合する。

以下、各担当部署の事業計画、重点活動項目等を記載する。

1. 総務・人事部

2013年度においても、2012年度と同様に総会、理事会、運営委員会等諸会議の運営、Dpa 全体に関わる行事等への対応、職場環境整備、危機管理を含む規程類への対応、会員獲得、経費削減など、基盤的業務を着実に実施する。また、一般社団法人への移行に伴い、移行後の円滑な業務推進に努める。

人事関係では、的確に管理を行うとともに、労務法制などの社会的規範への適正な対応、組織・体制につき適時見直していく。特に放送の完全デジタル化及びDpa 事業の動向を見据え、デジサポ、事務局などの要員関係につき関係部署と調整しながら適切な対応に努める。

2. 経理・審査部

経理関係については、一般社団法人移行に伴い新たに平成20年度会計基準に基づき、Dpa 全体の業務執行に資する会計情報の把握、適正な会計処理、外部監査等への的確な対応を行う。また、審査関係では、厳正な補助金管理及びコンプライアンスの徹底に引き続き努める。

3. RMP 管理部

- (1) コピー制御方式利用に関する業務の円滑・安定的な運用を図る。
- (2) コンテンツ保護に関する周知広報を実施するため、視聴者・販売店への適切な説明対応を行う。また、コピー制御お問合せセンターの効果的、効率的運用に努める。
- (3) インターネットオークションや動画投稿サイトにおける放送コンテンツの違法流通対策を行い、放送コンテンツ流通環境の健全化を推進する。
- (4) 双方向サービスの安全確保のための汎用ルート証明書の運用を支援する。

4. 技術部

(1) 運用規定策定の推進

地上デジタルテレビジョン放送およびBS/広帯域CS デジタル放送に関する課題や案件に対処するため、係る運用規定（ARIB TR-B14 および TR-B15）改定の作業支援を継続する。

(2) 放送事業者、メーカー等への支援

放送事業者、受信機メーカー等が抱える課題や案件に対処するため、関係団体との協力体制を維持しつつ、放送事業者、受信機メーカーに対し連絡調整業務等を実施する。

(3) 新規要件等に対する技術支援

デジタル放送に関する高度化や新規要件に対し、放送事業者、受信機メーカー等への技術支援を継続する。

5. ES 業務部

(1) 信頼性の高い ES 業務の継続

ES 特別委員会委員及び業務委託事業者との連携により、これまでと同様、信頼性の高いシステム運用を継続する。

(2) ES データ運用システムの更なる改善

ダウンロードのデュレーション（時間）制限の見直しなど、更に使い易い運用システムの改善を推進する。